

愛媛県立中央病院整備運営事業 第2 要求水準 2 統括マネジメント業務 に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 第2 要求水準 2 統括マネジメント業務」に関する質問のうち、早期に公表すべきと県が判断した部分への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	項()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	番号○	大項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
001	別紙1						代表企業	設計を担当する企業、施工を担当する企業は代表企業にはなれないのでしょうか？	入札説明書第3.2.(1)ア等に規定しているとおり、統括マネジメント業務を主導的に行う(SPCを設立し、事業期間にわたり当該SPCが統括マネジメント業務を確実に履行していくために必要な組織体制・人材・資金等を確保・機能させ続ける役割を主導的に担う)能力を有していると認められる場合には可能です。 なお、表欄外の※1に記載のとおり、個別業務(ご質問にある設計や施工を含む)を行う協力企業が代表企業になる場合、「代表企業」として表中に記載している点にはご注意ください。
002	別紙1						設計施工 協力企業	設計・施工協力企業は、事業契約書案別紙2.No48に定義された「個別業務のマネジメント業務協力企業」になりうると考えてよろしいでしょうか？	設計・施工協力企業は、代表企業を兼ねる場合にのみ代表企業の立場で個別業務のマネジメント業務協力企業になりえます。
003	別紙1						別紙1	その他の第三者は「設計・施工協力企業又はその他の協力企業から業務を受託又は請け負う」とありますが、事業契約書第12条第2項に「乙は、個別業務のマネジメント業務協力企業が協力企業等以外の第三者に乙から受託または請け負った個別業務のマネジメント業務の全部又は主たる部分を委託し又は請け負わせないようしなければならぬ」とありますので、個別業務のマネジメント業務の一部であれば、その他の第三者は代表企業もしくはマネジメント・サポート企業からも業務を請け負うことが可能であると解してよろしいでしょうか。	マネジメントサポート企業を設ける旨や、代表企業が「個別業務のマネジメント業務協力企業」になる旨の提案をした場合には、ご理解のとおりです。
004	別紙2						マネジメント業務 担当者	設計・施工協力企業からSPCに向向している者がマネジメント業務担当者になりうるようになっておりますが、9/28に公表された事業契約書案に対する回答書No026では、「個別業務のマネジメント業務協力企業は、…代表企業又はマネジメントサポート企業のみがなりえる」とされております。設計・施工協力企業も個別業務のマネジメント業務協力企業になりうると考えてよろしいでしょうか？	設計・施工協力企業は、代表企業を兼ねる場合にのみ代表企業の立場で個別業務のマネジメント業務協力企業になりえます。 なお、人員の関係では、代表企業又はマネジメント・サポート企業が個別業務のマネジメント業務協力企業になった場合は、代表企業又はマネジメント・サポート企業に籍を置いたままの者がマネジメント業務担当者として就任することができます。人員がSPCに向向した場合は、本事業においては、当該人員はSPCの職員と認識しますので、設計・施工協力企業が代表企業でない(すなわち個別業務のマネジメント業務協力企業でない)場合でも人員をマネジメント業務担当者としてSPCに向向させることは可能です。